

令和7年6月市議会定例会議

経済民生常任委員会資料

議案第61号	福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	2	頁
議案第62号	東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	12	頁
議案第56号	令和7年度福島市一般会計補正予算（第1号）	・・・	20	頁
議案第57号	令和7年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）	・・・	22	頁

市民・文化スポーツ部

議案第61号

福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

(議案書P24～P25)

福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)要旨

1 改正する項目

- (1) 国民健康保険税額の課税限度額の改正(第3条第2項及び第3項、第14条第1項)
- (2) 国民健康保険税額の軽減判定所得の基準額の改正(第14条第1項第2号及び第3号)
- (3) 税率の改正(第5条、第6条の3、第14条第1項各号、第2項各号)

2 一部改正の趣旨

令和7年度税制改正の大綱(令和6年12月27日閣議決定)において、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び減額措置の5割軽減、2割軽減対象世帯に係る軽減判定所得の基準額を改正することが示され、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)及び地方税法施行令(昭和25年7月31日号外政令第245号)の一部改正が施行されたことによる改正を行う。また、福島県が目指す県内保険税水準の統一へ向けて保険税率の改正を行うため、本市国民健康保険税条例の一部改正を行う。

3 一部改正の概要

(1) 国民健康保険税課税限度額の改正

高齢化や医療の高度化等に伴う医療費の増加が見込まれている中で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、税率の引き上げだけで賄おうとすると中間所得層を中心に負担を求めるようになるため、高額所得層の負担を増やすことで、中間所得層の保険税の負担上昇をできる限り緩和するために課税限度額を引き上げる。

参考：国民健康保険税課税限度額の推移

区分	医療分	支援分	介護分	計
令和6年度	65万円	24万円	17万円	106万円
増額	1万円	2万円	変更なし	3万円
改正(案)	66万円	26万円	17万円	109万円

	医療分	支援分	介護分	合計	前年度比較増額
令和4年度	65万円	20万円	17万円	102万円	3万円
令和5年度	65万円	22万円	17万円	104万円	2万円
令和6年度	65万円	24万円	17万円	106万円	2万円
令和7年度	66万円	26万円	17万円	109万円	3万円

下線部が前年度からの変更点

(2) 国民健康保険税に係る軽減判定所得の基準額の改正

低所得者に対する減額措置として、所得に応じて応益分（均等割、平等割）を7割・5割・2割の軽減を行っているが、物価上昇などの経済動向等を踏まえ、軽減を受けている世帯の範囲が縮小することのないよう5割、2割の軽減判定所得を引き上げる。

	現行	改正後
	令和5年中の所得が下記の金額以下の世帯	令和6年中の所得が下記の金額以下の世帯
7割軽減判定所得基準額	43万円 + 10万円×(給与所得者等の人数-1)	43万円 + 10万円×(給与所得者等の人数-1)
5割軽減判定所得基準額	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1) + (29.5万円×被保険者等の人数)	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1) + (30.5万円×被保険者等の人数)
2割軽減判定所得基準額	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1) + (54.5万円×被保険者等の人数)	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1) + (56万円×被保険者等の人数)

(3) 税率の改正

令和6年度に引き続き、令和11年度の県内保険税水準の統一へ向けて、急激な負担増を防ぐために段階的に税率改正を行う。

		医療分			支援分			介護分		
		所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
現行 (令和6年度)	税率	6.50%	20,700	18,300	2.50%	7,800	7,200	2.40%	10,000	6,200
	割合	53.24%	29.82%	16.94%	53.24%	29.35%	17.41%	49.29%	32.81%	17.90%
改正案 (令和7年度)	税率	6.50%	21,700	18,300	2.50%	9,500	7,200	2.40%	10,000	6,200
	割合	53.60%	29.96%	16.44%	51.32%	32.61%	16.07%	50.02%	32.36%	17.62%
増減	税率	0.00%	1,000	0	0.00%	1,700	0	0.00%	0	0
	割合	0.36%	0.14%	△0.50%	△1.92%	3.26%	△1.34%	0.73%	△0.45%	△0.28%
国が示す割合(令和7年度)		45.70%	38.00%	16.30%	45.70%	38.00%	16.30%	45.70%	38.00%	16.30%

医療分…国民健康保険事業に要する費用
 支援分…75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の財源
 介護分…介護保険制度の財源(40歳から64歳までの方)

4 条例の施行予定日

公布の日から施行

経過措置

改正後の福島市国民健康保険税条例の規定は令和7年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、従前の例による。

5 具体的な影響

(1) 課税限度額の改正による影響

課税限度額超過世帯における課税限度額引き上げ分の課税額が増加

- ・ 課税限度額超過世帯数 約330世帯
- ・ 課税額が全体で7,828千円の増

(2) 軽減判定所得の基準額の改正による影響

軽減対象世帯が増加するため、課税額が減少

- ・ 軽減対象世帯数(増加分) 約180世帯
- ・ 課税額が全体で19,169千円の減

(3) 税率の改正による影響

世帯構成や所得状況により世帯の負担は異なる(※ケース参照)

- ・ 課税額が全体で82,241千円の増

【参考】モデルケース検証

ケース1	年度	所得割	均等割	平等割	計
・営業所得 300万円⇒算定基礎額257万円 ・4人世帯 ・40代後半夫婦・介護分あり ・18歳未満の子ども2人(小中学生各1人) ・18歳未満の子ども均等割2人目無料 ⇒上段に減免額	令和7年度	292,900	△ 31,200 113,600	0 31,700	△ 31,200 438,200
	令和6年度	292,900	△ 28,500 105,500	0 31,700	△ 28,500 430,100
	差	0	△ 2,700 8,100	0 0	△ 2,700 8,100

ケース2	年度	所得割	均等割	平等割	計
・営業所得 300万円⇒算定基礎額257万円 ・3人世帯 ・30代前半夫婦・介護分なし ・18歳未満の子ども1人(未就学児1人) ・未就学児均等割1/2 ⇒上段に減免額	令和7年度	231,300	△ 15,600 78,000	0 25,500	△ 15,600 334,800
	令和6年度	231,300	△ 14,300 71,200	0 25,500	△ 14,300 328,000
	差	0	△ 1,300 6,800	0 0	△ 1,300 6,800

ケース3	年度	所得割	均等割	平等割	計
・給与収入 90万円 ⇒算定基礎額0万円 ・2人世帯 ・60代前半夫婦・介護分あり ・7割軽減 ⇒上段に減免額	令和7年度	0	△ 57,700 24,700	△ 22,200 9,500	△ 79,900 34,200
	令和6年度	0	△ 53,900 23,100	△ 22,200 9,500	△ 76,100 32,600
	差	0	△ 3,800 1,600	0 0	△ 3,800 1,600

ケース4	年度	所得割	均等割	平等割	計
・営業所得 132万円⇒算定基礎額89万円 ・2人世帯 ・20代後半夫婦・介護分なし ・2割軽減 ⇒上段に減免額	令和7年度	80,100	△ 12,500 49,900	△ 5,100 20,400	△ 17,600 150,400
	令和6年度	80,100	△ 11,400 45,600	△ 5,100 20,400	△ 16,500 146,100
	差	0	△ 1,100 4,300	0 0	△ 1,100 4,300

ケース5	年度	所得割	均等割	平等割	計
・公的年金収入300万円⇒算定基礎額147万円 公的年金収入120万円⇒算定基礎額0万円 ・2人世帯 ・60代後半夫婦・介護分なし	令和7年度	132,300	62,400	25,500	220,200
	令和6年度	132,300	57,000	25,500	214,800
	差	0	5,400	0	5,400

ケース6	年度	所得割	均等割	平等割	計
・公的年金収入180万円⇒算定基礎額27万円 ・1人世帯 ・60代後半・介護分なし ・5割軽減 ⇒上段に減免額	令和7年度	24,300	△ 15,600 15,600	△ 12,800 12,700	△ 28,400 52,600
	令和6年度	24,300	△ 14,300 14,200	△ 12,800 12,700	△ 27,100 51,200
	差	0	△ 1,300 1,400	0 0	△ 1,300 1,400

【福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表】

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>66万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u> とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>26万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u> とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>21,700円</u> とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u> とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u> とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>20,700円</u> とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額</p>

改正後	改正前
<p>の被保険者均等割額)</p> <p>第6条の3 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>9,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定</p>	<p>の被保険者均等割額)</p> <p>第6条の3 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>7,800円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定</p>

改正後	改正前
<p>する給与等の収入金額が 55 万円を超える者にかぎる。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金所得等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 2 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>15,190 円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 2 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>6,650 円</u></p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林</p>	<p>する給与等の収入金額が 55 万円を超える者にかぎる。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金所得等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 2 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>14,490 円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 2 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>5,460 円</u></p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林</p>

改正後	改正前
<p>所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>30 万 5 千円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 2 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について <u>10,850 円</u></p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 2 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について <u>4,750 円</u></p> <p>エ～カ （略）</p> <p>（3） 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>56 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納</p>	<p>所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>295,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 2 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について <u>10,350 円</u></p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 2 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について <u>3,900 円</u></p> <p>エ～カ （略）</p> <p>（3） 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>545,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る</p>

改正後	改正前
<p>税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,340円</u></p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,900円</u></p> <p>エ～カ （略）</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,255円</u></p>	<p>納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,140円</u></p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,560円</u></p> <p>エ～カ （略）</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,105円</u></p>

改正後	改正前
<p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,425 円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,680 円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>10,850 円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,425 円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,375 円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,800 円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,750 円</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定により国民健康保険税の減免を受けた者(第1項第2号及び第3号に該当する者を除く。)は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,175 円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,280 円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>10,350 円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,170 円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,950 円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,120 円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,900 円</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定により国民健康保険税の減免を受けた者(第1項第2号に該当する者を除く。)は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p>

議案第62号

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(議案書P26～P27)

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例(案)要旨

1 改正する項目

減免適用期間の延長(第2条第1項第2号、附則第2項及び同項ただし書き)

2 一部改正の趣旨

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等における、被保険者等の令和7年度の国民健康保険税減免措置の取扱い等について、令和7年2月20日付け及び同年3月28日付け(一部改正)厚生労働省保険局の通知により、国の財政支援の延長が示されたことから、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免について、国の財政支援措置に準拠し、減免期間の取扱いにかかる改正を行う。

3 一部改正の概要

- (1) 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等(平成28年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く。)の被保険者の令和7年度相当分の保険税の全額。
- (2) 令和7年3月31日に帰還困難区域の指定が解除された、飯館村の一部と葛尾村の一部の上位所得層の被保険者に係る、令和7年度保険税の額のうち令和7年4月分から9月分までの保険税に相当する月割算定額。
- (3) 令和6年度末に資格を取得したことにより、令和7年4月以後に納期限が到来する令和6年度相当分の保険税額。
- (4) 地方税法第17条の5に基づき、減免適用期間を令和3年度から令和7年度までの間とし、保険税の減免にあたっては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までに納期の末日が到来する保険税の額に限り適用とする。

4 条例の施行予定日

公布日から施行

5 具体的な影響

(1) 対象者への影響

令和7年度相当分の国民健康保険税の減免を受けることができる。

(2) 市への影響 (令和7月4月1日現在)

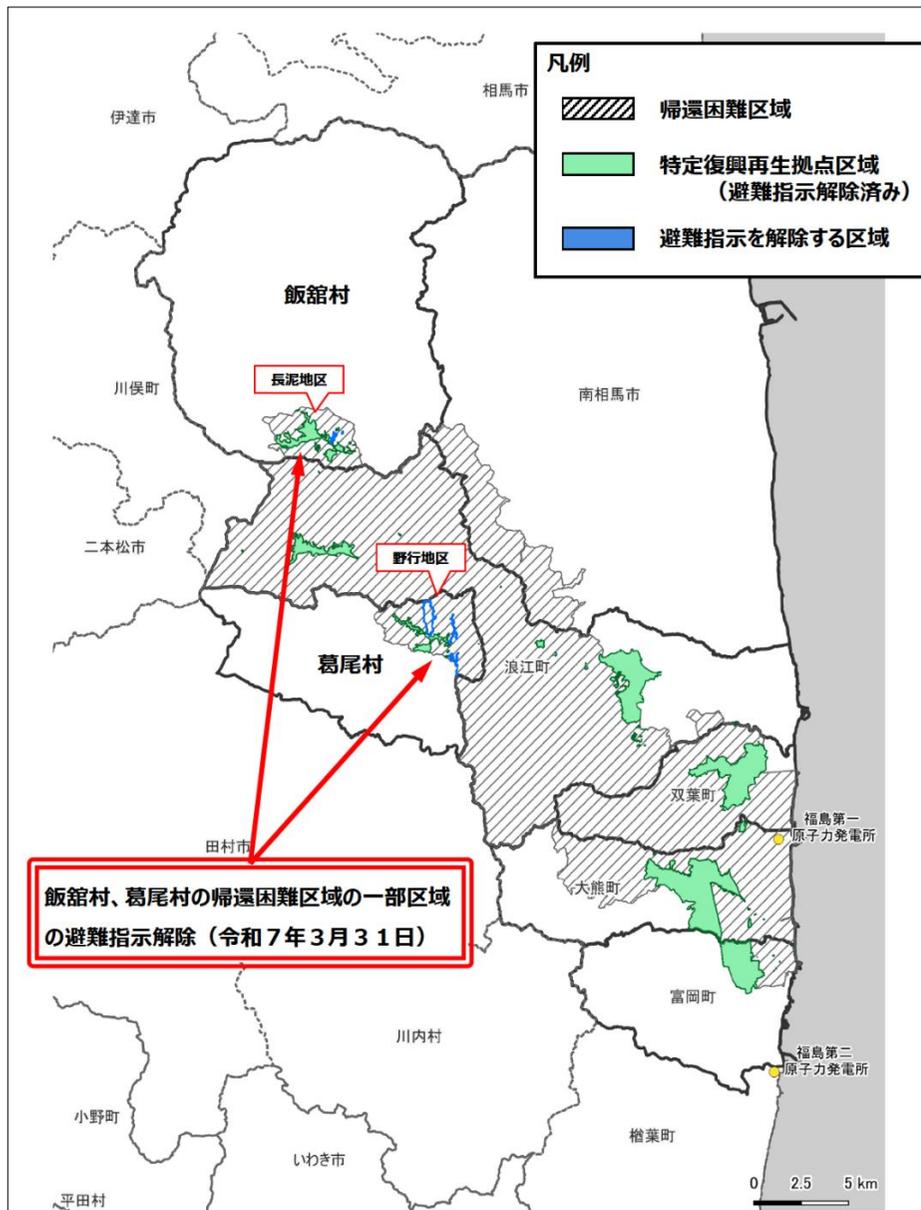
①条例改正に基づく減免見込額：12,446千円

②減免措置対象見込世帯数：130世帯 (被保険者数(推計)147人)

③国民健康保険税の減収分は、全額国庫補助で賄われる見込み。

(復興特会(災害臨時特例補助金)2/10、特別調整交付金8/10)

参考資料：避難指示区域の概念図



東日本大震災の被災者の皆さまへ



東日本大震災の被災者の方の国民健康保険・後期高齢者医療における一部負担金及び保険料(税)の特例減免措置の見直しについて

東日本大震災による被災者の方の国民健康保険・後期高齢者医療における一部負担金及び保険料(税)の特例減免措置については、**令和5年度から段階的な見直し**を行います。皆様におかれては、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1. 見直しの対象となる方

東日本大震災が生じた日に旧避難指示区域等に住所を有していた被保険者の方
 ※ 今回の見直しは、平成29年4月以前に避難指示区域等の指定が解除された地域にお住まいの皆様が対象であり、平成29年5月以降に解除された地域については、今後見直し内容をお示しします。

2. 見直し内容について

- 特例減免措置については、被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除から10年程度で減免措置を終了することとし、**令和5年度(令和5年4月)から順次、見直しを実施**します。
- 各地域における特例減免措置の見直しが始まる年度は以下のとおりです。

住所を有していた地域(福島県内)	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
【平成26年までに解除された地域】 ・広野町、楢葉町の一部、南相馬市の一部(旧緊急時避難準備区域) ・川内村の一部、田村市(旧緊急時避難準備区域及び旧避難指示解除準備区域) ・特定避難勧奨地点	保険料(税)		1/2	×	特例終了			
	窓口		○	○				
【平成27年に解除された地域】 ・楢葉町の残り全域(旧避難指示解除準備区域)	保険料(税)		○	1/2	×	特例終了		
	窓口		○	○	○			
【平成28年に解除された地域】 ・葛尾村の一部、南相馬市の一部(旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域) ・川内村の残り全域(旧居住制限区域)	保険料(税)		○	○	1/2	×	特例終了	
	窓口		○	○	○	○		
【平成29年に解除された地域】 ・飯館村の一部、浪江町の一部、川俣町、富岡町の一部(旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域)	保険料(税)		○	○	○	1/2	×	特例終了
	窓口		○	○	○	○	○	

※ご自身がいずれの地域に該当するかは、ご加入の各保険者にお問い合わせください。

○：全額免除、1/2：1/2免除、×：免除終了

(裏面に続く)

参考資料

令和6年度 国民健康保険税減免世帯の内訳

被災市町村	該当区域	世帯数	旧避難指示区域等
南相馬市原町区	旧緊急時避難準備区域 旧避難指示解除準備区域	1	
南相馬市小高区	旧避難指示解除準備区域	24	
南相馬市鹿島区	旧緊急時避難準備区域	0	
伊達市	旧特定避難勧奨地点	0	
川俣町	旧居住制限区域 旧避難指示解除準備区域	15	
富岡町	旧居住制限区域 旧避難指示解除準備区域	14	
川内村	旧避難指示解除準備区域	0	
広野町	旧緊急時避難準備区域	0	
浪江町	旧居住制限区域 旧避難指示解除準備区域	26	
飯館村	旧居住制限区域 旧避難指示解除準備区域	32	
葛尾村	旧避難指示解除準備区域	2	
楢葉町	旧避難指示解除準備区域	2	
田村市	旧緊急時避難準備区域	0	
計		116	

被災市町村	該当区域	世帯数	帰還困難区域
富岡町	旧帰還困難区域 旧特定復興再生拠点区域	4	
大熊町	旧帰還困難区域	3	
双葉町	帰還困難区域 旧帰還困難区域 旧特定復興再生拠点区域	6	
飯館村	帰還困難区域 旧特定復興再生拠点区域	1	
浪江町	帰還困難区域 旧帰還困難区域	2	
計		16	
合 計		132	

【東日本大震災による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表】

改正後	改正前
<p>(保険税の減免)</p> <p>第2条 震災により被災した納税義務者の属する世帯の保険税については、次の各号に掲げる納税義務者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減免する。</p> <p>(1) 帰還困難区域(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示により平成25年までに指定され当該指定が解除されていない区域をいう。以下同じ。)に居住していた者(平成23年3月11日(以下「震災の日」という。)において当該区域に住所を有していた者を含む。) 保険税の全額</p> <p>(2) 旧避難指示解除準備区域又は旧居住制限区域(それぞれ原災法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示により指定されていた区域をいう。以下同じ。)のうち平成31年中に指定が解除された区域に居住していた者(震災の日において当該区域に住所を有していた者を含む。)(市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。) 保険税の全額</p> <p>(3) 旧帰還困難区域(帰還困難区域に指定されていた区域をいう。以下同じ。)のうち令和4年度以後に指定が解除された区域(令和2年3月中に指定が解除された区域を含む。)に居住していた者(震災の日において当該区域に住所を有していた者を含む。) 保険税の全額</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険税の減免)</p> <p>第2条 震災により被災した納税義務者の属する世帯の保険税については、次の各号に掲げる納税義務者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減免する。</p> <p>(1) 帰還困難区域(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示により平成25年までに指定され令和5年度までに指定が解除されていない区域)に居住していた者(現に当該区域に住所を有する者を含む。) 保険税の全額</p> <p>(2) 旧避難指示解除準備区域若しくは旧居住制限区域(それぞれ原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示により指定されていた区域をいう。以下同じ。)のうち令和元年度中に指定が解除された区域に居住していた者(現に当該区域に住所を有する者を含む。)又は旧特定復興再生拠点区域(福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第17条の2第6項の認定を受けた同条第1項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された区域のうち指定が解除された区域をいう。以下同じ。)のうち令和5年度までに指定が解除された区域に居住していた者(現に当該区域に住所を有する者を含む。) 保険税の全額</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(保険税の減免適用期間の特例)</p> <p>2 <u>令和3年度から令和7年度までの間における保険税の減免に当たっては、納税義務者に対し課し、又は課すべきであった保険税の額のうち、令和3年4月1日から令和8年3月31日までに納期の末日が到来する保険税の額に限り適用する。ただし、次の各号に掲げる納税義務者が属する世帯の保険税の減免に当たっては、当該各号に定める保険税の額に限り適用する。</u></p> <p>(1) <u>令和4年度中に指定が解除された旧帰還困難区域（令和2年3月4日、同年3月5日及び令和5年4月1日に指定が解</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(保険税の減免適用期間の特例)</p> <p>2 <u>令和2年度から令和6年度までの間における保険税の減免に当たっては、納税義務者に対し課し、又は課すべきであった保険税の額のうち、令和2年4月1日から令和7年3月31日までに納期の末日が到来する保険税の額に限り適用する。ただし、納税義務者が令和元年度中に指定が解除された旧避難指示解除準備区域若しくは旧居住制限区域又は旧特定復興再生拠点区域に居住していた者（現にこれらの区域に住所を有する者を含む。）であって、市長が別に定める上位所得層に該当するものである場合の当該納税義務者が属する世帯は、令和2年度の保険税の額のうち令和2年4月分から9月分までの保険税に相当する月割算定額に限り適用し、令和4年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（令和5年4月1日付けで指定が解除された区域を含む。）に居住していた者（現にこれらの区域に住所を有する者を含む。）であって、市長が別に定める上位所得層に該当するものである場合の当該納税義務者が属する世帯は、令和2年度から令和4年度までの保険税の額及び令和5年度の保険税額のうち令和5年4月分から9月分までの保険税に相当する月割算定額に限り適用し、令和5年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（令和5年4月1日付けで指定が解除された区域を除く。）に居住していた者（現にこれらの区域に住所を有する者を含む。）であって、市長が別に定める上位所得層に該当するものである場合の当該納税義務者が属する世帯は、令和2年度から令和5年度までの保険税の額及び令和6年度の保険税額のうち令和6年4月分から9月分までの保険税に相当する月割算定額に限り適用する。</u></p>

改正後			改正前		
<p>除された区域を含む。)に居住していた者(震災の日において当該区域に住所を有していた者を含む。)で市長が別に定める上位所得層に該当するもの 令和3年度及び令和4年度の保険税の額並びに令和5年度の保険税額のうち令和5年4月分から9月分までの保険税に相当する月割算定額</p> <p>(2) 令和5年度中に指定が解除された旧帰還困難区域(令和2年3月10日に指定が解除された区域を含み、令和5年4月1日に指定が解除された区域を除く。)に居住していた者(震災の日において当該区域に住所を有していた者を含む。)で市長が別に定める上位所得層に該当するもの 令和3年度から令和5年度までの保険税の額及び令和6年度の保険税額のうち令和6年4月分から9月分までの保険税に相当する月割算定額</p> <p>(3) 令和6年度中に指定が解除された旧帰還困難区域に居住していた者(震災の日において当該区域に住所を有していた者を含む。)で市長が別に定める上位所得層に該当するもの 令和3年度から令和6年度までの保険税の額及び令和7年度の保険税額のうち令和7年4月分から9月分までの保険税に相当する月割算定額</p> <p>3 (略)</p>			<p>3 (略)</p>		
納税義務者の区分	課税年度	減免額	納税義務者の区分	課税年度	減免額
平成26年までに解除された、旧緊急時避難準備区域、旧避難指示解除準備区域又は特定避難勧奨地点に居住していた者(震災の日において当該区域に住所を有していた者を含む。)(市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。)	令和5年度	保険税の2分の1の額	平成26年までに解除された、旧緊急時避難準備区域、旧避難指示解除準備区域又は特定避難勧奨地点に居住していた者(現に当該区域に住所を有する者を含む。)(市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。)	令和5年度	保険税の2分の1の額

改正後			改正前		
平成 27 年に解除された、旧避難指示解除準備区域に居住していた者（震災の日において当該区域に住所を有していた者を含む。）（市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。）	令和 5 年度	保険税の全額	平成 27 年に解除された、旧避難指示解除準備区域に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。）（市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。）	令和 5 年度	保険税の全額
	令和 6 年度	保険税の 2 分の 1 の額		令和 6 年度	保険税の 2 分の 1 の額
平成 28 年に解除された、旧避難指示解除準備区域又は旧居住制限区域に居住していた者（震災の日において当該区域に住所を有していた者を含む。）（市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。）	令和 5 年度	保険税の全額	平成 28 年に解除された、旧避難指示解除準備区域又は旧居住制限区域に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。）（市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。）	令和 5 年度	保険税の全額
	令和 6 年度	保険税の全額		令和 6 年度	保険税の全額
	令和 7 年度	保険税の 2 分の 1 の額		令和 7 年度	保険税の 2 分の 1 の額
平成 29 年に解除された、旧避難指示解除準備区域又は旧居住制限区域に居住していた者（震災の日において当該区域に住所を有していた者を含む。）（市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。）	令和 5 年度	保険税の全額	平成 29 年に解除された、旧避難指示解除準備区域又は旧居住制限区域に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。）（市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。）	令和 5 年度	保険税の全額
	令和 6 年度	保険税の全額		令和 6 年度	保険税の全額
	令和 7 年度	保険税の全額		令和 7 年度	保険税の全額
	令和 8 年度	保険税の 2 分の 1 の額		令和 8 年度	保険税の 2 分の 1 の額

議案第56号 令和7年度福島市一般会計補正予算（第1号）（市民・文化スポーツ部所管分）【国保年金課】

<歳出> 補正予算説明書 P7

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
				特定財源			一般財源	
				国 県 支出金	地方債	その他		
3民生費 1社会福祉費 1社会福祉 総務費	1,862,169	△ 24,940	1,837,229	国 △ 6,343 県 16,102	-	-	△ 34,699	◇特別会計繰出金 △ 24,940 千円 ○国民健康保険事業費特別会計繰出金 △ 24,940 千円 【補正の内容等】 以下の事由により国民健康保険事業費特別会計への繰出金を減額するもの。 ・保険基盤安定繰出金（保険税軽減分） 25,700 千円 国保税軽減額の増加等に伴う増額 （財源：県3/4・市1/4） ・保険基盤安定繰出金（保険者支援分） △ 11,272 千円 国保税調定額の減少等に伴う減額 （財源：国1/2・県1/4・市1/4） ・未就学児均等割保険税繰出金 △ 1,603 千円 対象者数の減少に伴う減額 （財源：国1/2・県1/4・市1/4） ・産前産後保険税繰出金 187 千円 国保税軽減額の増加等に伴う増額 （財源：国1/2・県1/4・市1/4） ・財政安定化支援事業繰出金 △ 37,952 千円 国保税軽減世帯割合の減少等に伴う減額
※補正前の額及び計には財務部納税課分（61,968）含む <歳入内訳>（補正予算説明書 P5） 16款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金 2節 保険基盤安定負担金 ・保険者支援分 △ 5,636 ・未就学児均等割 △ 801 ・産前産後保険税軽減分 94 17款 県支出金 1項 県負担金 1目 民生費県負担金 2節 保険基盤安定負担金 ・保険税軽減分 19,275 ・保険者支援分 △ 2,818 ・未就学児均等割 △ 401 ・産前産後保険税軽減分 46 ※財源は右記のとおり								

議案 第56号 令和7年度 福島市一般会計補正予算（第1号） （市民・文化スポーツ部所管分）【文化振興課】

<歳 出> 補正予算説明書 P10

（単位：千円）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源			一般財源	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
10 教育費 6 社会教育費 4 文化振興費	486,165	8,800	494,965	0	7,900	0	900	◇文化財費 8,800 ○埋蔵文化財保護事業費 8,800

(1)補正概要

旧東湯野小学校体育館について、埋蔵文化財の収蔵庫として活用するため改修工事を実施するもの。
内部に2階建ての積層棚を設置し収蔵面積の増加を計画しているが、建築基準法上、構造計算を伴う設計が必要となることから、業務委託により設計を実施する。

(2)体育館整備の主な仕様

場 所 福島市飯坂町東湯野字尻明地内
施 設 積層棚を設置し、現在の平面積(537.5㎡)から約800㎡へ収蔵面積を増加する。

(3)スケジュール 令和7年7月 入札依頼
8月 契約 設計業務
令和7年11月 完了

議案第57号 令和7年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）【国保年金課】

補正予算説明書 P13 ~ P18

【歳入】 (単位:千円)

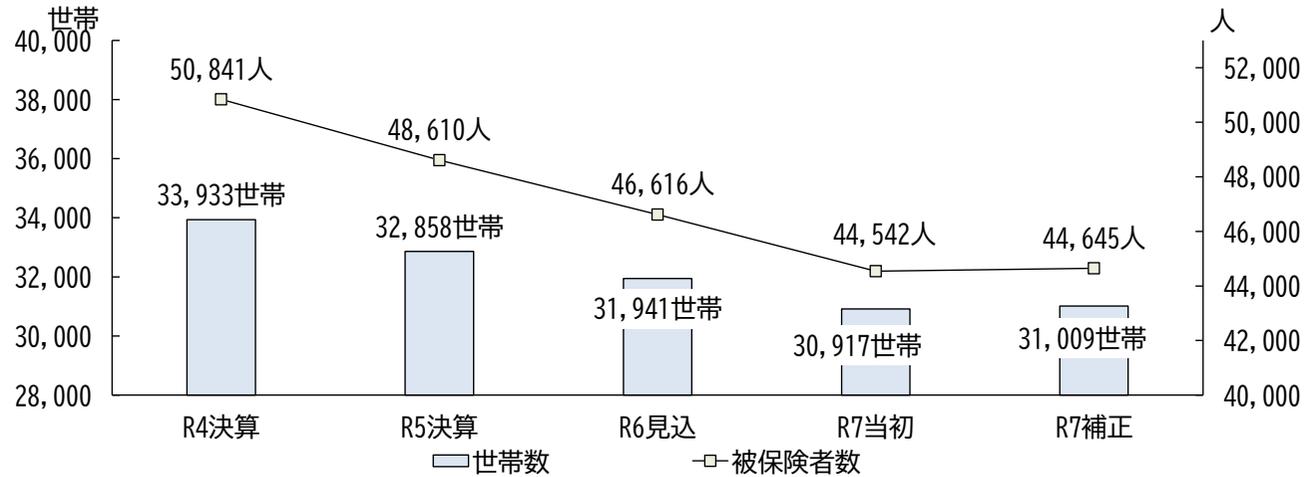
科目	項目	補正前の額	補正額	計
01	国民健康保険税	4,592,706	△ 357,839	4,234,867
	現年課税分	4,419,043	△ 357,839	4,061,204
	滞納繰越分	173,663	-	173,663
02	使用料及び手数料	2	-	2
03	国庫支出金	9,359	-	9,359
04	県支出金	15,995,306	-	15,995,306
05	財産収入	5,009	-	5,009
06	繰入金	1,947,169	△ 24,940	1,922,229
07	繰越金	1	511,829	511,830
08	諸収入	50,975	-	50,975
歳入合計		22,600,527	129,050	22,729,577

【歳出】 (単位:千円)

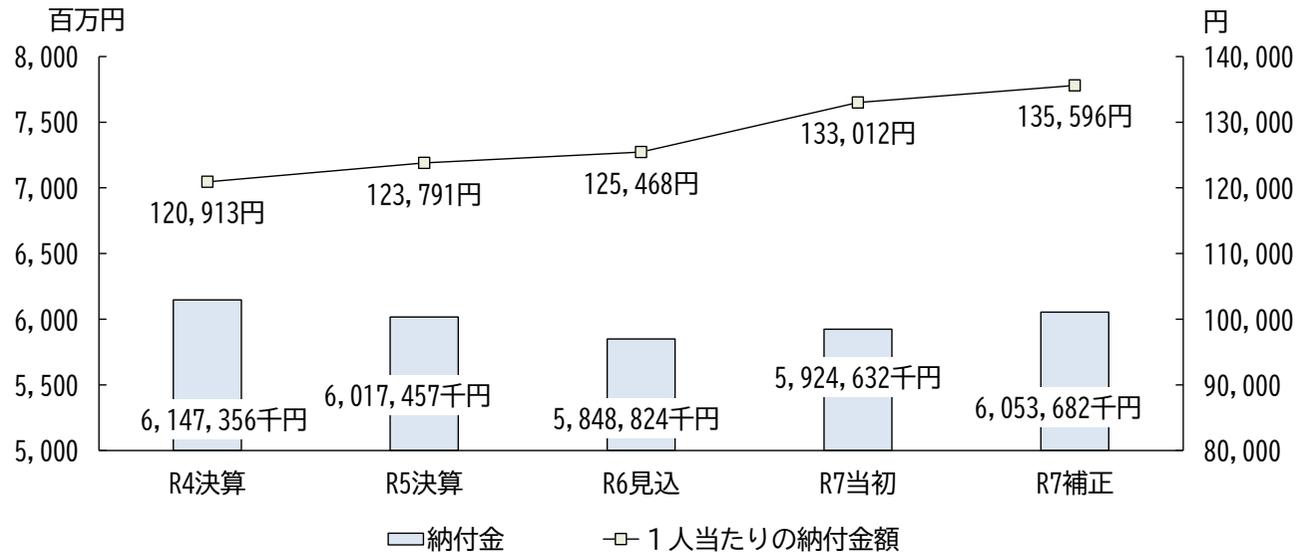
科目	項目	補正前の額	補正額	計
01	総務費	459,532	-	459,532
02	保険給付費	15,880,759	-	15,880,759
03	国民健康保険事業費納付金	5,924,632	129,050	6,053,682
04	保健事業費	249,343	-	249,343
05	基金積立金	5,009	-	5,009
06	公債費	1	-	1
07	諸支出金	31,251	-	31,251
08	予備費	50,000	-	50,000
歳出合計		22,600,527	129,050	22,729,577

議案第57号 令和7年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）【国保年金課】

被保険者数と世帯数の推移



納付金の推移



議案第57号 令和7年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）【国保年金課】

<歳入> 補正予算説明書 P16 ~ P17

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	説 明																								
1国民健康 保険税 1国民健康 保険税 1国民健康 保険税	4,592,706	△ 357,839	4,234,867	<p>◇国民健康保険税現年課税分 △357,839千円 被保険者数・世帯数・税率等の見直しに伴い減額するもの。</p> <table border="1" data-bbox="813 592 1740 858"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1医療給付費分現年課税分</td> <td>2,914,282</td> <td>△ 255,384</td> <td>2,658,898</td> </tr> <tr> <td>2後期高齢者支援金等分現年課税分</td> <td>1,173,178</td> <td>△ 108,089</td> <td>1,065,089</td> </tr> <tr> <td>3介護納付金分現年課税分</td> <td>331,583</td> <td>5,634</td> <td>337,217</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分合計</td> <td>173,663</td> <td>-</td> <td>173,663</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,592,706</td> <td>△ 357,839</td> <td>4,234,867</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補正前の額	補正額	計	1医療給付費分現年課税分	2,914,282	△ 255,384	2,658,898	2後期高齢者支援金等分現年課税分	1,173,178	△ 108,089	1,065,089	3介護納付金分現年課税分	331,583	5,634	337,217	滞納繰越分合計	173,663	-	173,663	合計	4,592,706	△ 357,839	4,234,867
区分	補正前の額	補正額	計																									
1医療給付費分現年課税分	2,914,282	△ 255,384	2,658,898																									
2後期高齢者支援金等分現年課税分	1,173,178	△ 108,089	1,065,089																									
3介護納付金分現年課税分	331,583	5,634	337,217																									
滞納繰越分合計	173,663	-	173,663																									
合計	4,592,706	△ 357,839	4,234,867																									

議案第57号 令和7年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）【国保年金課】

<歳入> 補正予算説明書 P16 ~ P17

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	説明																																																
6繰入金 1一般会計繰入金 1一般会計繰入金	1,947,169	△ 24,940	1,922,229	<p>・国民健康保険事業費特別会計繰出金（一般会計）の減額に伴う減額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)</td> <td>691,160</td> <td>25,700</td> <td>716,860</td> </tr> <tr> <td>2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)</td> <td>413,343</td> <td>△ 11,272</td> <td>402,071</td> </tr> <tr> <td>3未就学児均等割保険税繰入金</td> <td>8,647</td> <td>△ 1,603</td> <td>7,044</td> </tr> <tr> <td>4産前産後保険税繰入金</td> <td>2,679</td> <td>187</td> <td>2,866</td> </tr> <tr> <td>5職員給与費等繰入金</td> <td>401,331</td> <td>-</td> <td>401,331</td> </tr> <tr> <td>6出産育児一時金繰入金</td> <td>33,333</td> <td>-</td> <td>33,333</td> </tr> <tr> <td>7財政安定化支援事業繰入金</td> <td>161,645</td> <td>△ 37,952</td> <td>123,693</td> </tr> <tr> <td>8その他一般会計繰入金</td> <td>235,031</td> <td>-</td> <td>235,031</td> </tr> <tr> <td>・子ども医療費等繰入金</td> <td>85,000</td> <td>-</td> <td>85,000</td> </tr> <tr> <td>・国庫支出金等影響額補填繰入金</td> <td>150,031</td> <td>-</td> <td>150,031</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,947,169</td> <td>△ 24,940</td> <td>1,922,229</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補正前の額	補正額	計	1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	691,160	25,700	716,860	2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	413,343	△ 11,272	402,071	3未就学児均等割保険税繰入金	8,647	△ 1,603	7,044	4産前産後保険税繰入金	2,679	187	2,866	5職員給与費等繰入金	401,331	-	401,331	6出産育児一時金繰入金	33,333	-	33,333	7財政安定化支援事業繰入金	161,645	△ 37,952	123,693	8その他一般会計繰入金	235,031	-	235,031	・子ども医療費等繰入金	85,000	-	85,000	・国庫支出金等影響額補填繰入金	150,031	-	150,031	合計	1,947,169	△ 24,940	1,922,229
区分	補正前の額	補正額	計																																																	
1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	691,160	25,700	716,860																																																	
2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	413,343	△ 11,272	402,071																																																	
3未就学児均等割保険税繰入金	8,647	△ 1,603	7,044																																																	
4産前産後保険税繰入金	2,679	187	2,866																																																	
5職員給与費等繰入金	401,331	-	401,331																																																	
6出産育児一時金繰入金	33,333	-	33,333																																																	
7財政安定化支援事業繰入金	161,645	△ 37,952	123,693																																																	
8その他一般会計繰入金	235,031	-	235,031																																																	
・子ども医療費等繰入金	85,000	-	85,000																																																	
・国庫支出金等影響額補填繰入金	150,031	-	150,031																																																	
合計	1,947,169	△ 24,940	1,922,229																																																	
※補正前の額及び計には財務部納税課分（61,968）含む																																																				
7繰越金 1繰越金 1繰越金	1	511,829	511,830	<p>◇前年度繰越金 511,829千円 財源に不足が生じるため、前年度繰越金を追加するもの。</p>																																																

議案第57号 令和7年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）【国保年金課】

<歳出> 補正予算説明書 P18

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源			一般財源	
				国 県 支出金	地方債	その他		
3国民健康保険 事業費納付金	5,924,632	129,050	6,053,682	-	-	-	129,050	◇医療給付分 112,817千円 ◇後期高齢者支援金等分 13,160千円 ◇介護納付金分 3,073千円
1医療給付費分 1医療給付費分	3,964,004	112,817	4,076,821	-	-	-	112,817	納付金額の確定に伴い不足分を追加するもの。
2後期高齢者 支援金等分 1後期高齢者 支援金等分	1,498,150	13,160	1,511,310	-	-	-	13,160	
3介護納付金分 1介護納付金分	462,478	3,073	465,551	-	-	-	3,073	